

## 運輸・交通政策の推進に関する重点提言

運輸・交通施策の更なる推進及び地域生活交通の維持、地域の振興を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 整備新幹線の建設財源を安定的に確保し、早期開業を目指すとともに、未着工区間については早期の着工及び事業化を推進すること。
2. 主要幹線鉄道、都市鉄道、地方鉄道及びLRT等の鉄軌道の利便性の向上及び整備促進に必要な財政支援措置を講じること。
3. 地方航空路線が地方の産業・経済及び地域住民の生活に多大な影響を与えることを踏まえ、全国の航空ネットワークの維持について最大限配慮すること。
4. 地域公共交通活性化策への支援の充実
  - (1) 地域住民の生活に不可欠な移動手段を確保し、小規模な自治体でも安心して日常生活、社会生活が送れるよう、真に地域が必要とする公共交通ネットワークを充実するとともに、十分な財政支援の拡充を図ること。

また、交通基本法を早期に制定し、関連施策の着実な推進及び支援措置を拡充すること。
  - (2) 地域住民の生活に必要不可欠であり最も身近な交通機関である地方バス路線、コミュニティバス路線に対し、安定的な維持ができるよう恒久的な財政支援を講じること。
  - (3) 島しょ部の生活交通として欠かせない航路を確保していくことができるよう、離島航路整備政策の抜本改革を速やかに実現するとともに、離島航路の維持・確保に向けて、積極的かつ恒久的な財政支援を講じること。
5. 港湾・海岸の整備について
  - (1) 港湾整備事業及び海岸整備事業の促進を図るため、必要な予算を確保すること。

(2) 地震、津波、高潮及び台風等の自然災害から国民の財産・生命を守り、迅速な災害復旧等を可能にするため、ハード・ソフト一体となった港湾・海岸における総合的な防災・減災対策を強化・促進すること。

特に、東日本大震災による大津波の被害を詳細に検証したうえで、津波・高潮対策事業を早期に実施するとともに、その強化を図ること。

(3) 海陸にわたる防災拠点として港の機能強化を推進するとともに、大規模災害発生時において、国を含めた港間連携協働体制の早期確立を図ること。

## 6. 漂着・漂流ごみ対策について

(1) 市町村が漂着・漂流ごみの適正処理に要した経費に対し、地域の実態を踏まえ、平成24年度以降も引き続き財政措置を講じるとともに、海岸漂着物に係る関係法令の整備を行うこと。

(2) 漂着・漂流ごみ等の一斉清掃活動等の啓発・普及に努めること。

(3) 諸外国による海洋不法投棄を防止するため、日本海沿岸諸国と不法投棄防止対策や適正処理について多国間での協議を行うこと。

また、先に採択した三カ国共同行動計画を確実に実効あるものにする  
こと。